

久慈市雇用対策協定

(目的)

第1条 この協定は、久慈市と厚生労働省岩手労働局（以下「岩手労働局」という。）が、相互に密に連携して、第2条に定める市内における雇用に関する課題の克服に取り組むことで、市内経済の活性化と市民の暮らしの向上を図ることを目的として締結する。

(事業内容等)

第2条 久慈市及び岩手労働局は、前条の目的を達成するため、下記事業について、具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業計画として毎年度定めるものとする。

- (1) 雇用機会の創出と若者の地元就職・職場定着促進
- (2) Kターン就業の促進
- (3) 多様な人材への就労支援
- (4) その他第2項に定める運営協議会で実施を決めた事業

2 前項の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等は、久慈市及び岩手労働局が共同で設置する運営協議会が実施するものとする。

(要請等)

第3条 久慈市長及び岩手労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 久慈市長及び岩手労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(秘密保持)

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、久慈市及び岩手労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項が生じたとき、又は本協定に定める事項を変更しようとするときは、久慈市及び岩手労働局は誠意をもって協議し、定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、久慈市長及び岩手労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和5年3月14日

久慈市長

遠藤 譲一

厚生労働省岩手労働局長

稲原 俊浩